

幼児教育・保育の無償化の概要について（説明）

「幼児教育・保育の無償化（以下「無償化」という。）」については、「新しい経済政策パッケージ（平成29年12月8日閣議決定）」及び「経済財政運営と改革の基本方針2018（平成30年6月15日閣議決定）」に基づき、国において検討が進められる中、「幼児教育・高等教育無償化の制度の具体化に向けた方針（平成30年12月28日関係閣僚合意）」が示された。また、幼児教育・保育を無償化するための改正子ども・子育て支援法が成立したことから、現段階で示されている国の方針及び本町の影響等について説明する。

1 実施時期 令和元年10月から

2 保育料無償化の範囲等

(1) 主な無償化対象サービス・内容

区 分	3歳～5歳児		0歳～2歳児 (住民税非課税世帯)
	支給認定あり	支給認定なし	支給認定あり
認可保育所	無 償	—	無 償
地域型保育事業（小規模保育、家庭的保育、事業所内保育等）	無 償	—	無 償
幼稚園	新制度対象園	—	—
	新制度未移行園	月 25,700 円まで	—
認定こども園	無 償	—	無 償
預かり保育（幼稚園）	幼稚園上限に含め 月 37,000 円まで	—	—
認可外保育施設（認可保育所等が利用できない場合）	月 37,000 円まで	—	月 42,000 円まで

※ 小学校就学前の障害児発達支援施設等を利用している児童についても無償化の対象となり、幼稚園、認可保育所、認定こども園等と併せて利用する場合は、ともに無償化対象。

※ 幼稚園については満3歳(3歳になった日)から、保育所については3歳児クラス(3歳になった後の最初の4月以降)から無償化。

※ 認可外保育施設のうち、都道府県等に届出を行い、指導監督の基準を満たすもの。(5年間の経過措置として、指導監督の基準を満たしていない場合でも届出があれば無償化対象)

2) 対象児童数及び影響額 (見込み)

(令和元年10月～令和2年3月の半年分)

区分	児童数	国基準保育料	町基準保育料
1号認定 (3～5歳児) 【無償化】	14人	1,230,000円	868,140円
2号認定 (3～5歳児) 【無償化】	216人	45,484,920円	12,721,140円
3号認定 (0～2歳児)	145人	20,878,500円	7,753,920円
住民税課税世帯 【徴収】	130人	20,392,500円	7,645,920円
住民税非課税世帯 【無償化】	15人	486,000円	108,000円
合計	375人	67,593,420円	21,343,200円
無償化対象	245人	47,200,920円	13,697,280円
徴収対象	130人	20,392,500円	7,645,920円

※H31.4.1時点の入所児童数、保育料階層区分による試算

3 無償化の対象とならない費用

保護者から実費で徴収している通園送迎費、食材料費、行事費、延長保育料などは無償化の対象外。

4 給食費の取り扱い

(1) 給食費の取扱い

食材料費の取扱いについては、これまでも基本的に、実費徴収又は保育料の一部として保護者が負担してきたことから、幼児教育の無償化に当たっても、この考え方を維持することを基本とする。

認定区分	費目	現在	10月以降
幼稚園・認定こども園 (1号認定)	主食費	実費徴収	実費徴収
	副食費	実費徴収 (低所得者世帯は減免あり)	実費徴収 (低所得者世帯等、第3子以降は免除)
保育所・認定こども園 (2号認定)	主食費	実費徴収 (各自持参)	実費徴収 (各自持参)
	副食費	保育料に含まれる	実費徴収 (低所得者世帯等、第3子以降は免除)
保育所・認定こども園 (3号認定)	主食費	保育料に含まれる	保育料に含まれる
	副食費	保育料に含まれる	保育料に含まれる

※ 1号認定・2号認定の子どもについては、主食費・副食費ともに、施設による実費徴収を基本とする。

※ 3号認定の子どもについては現行の取扱いを継続する。

(2) 副食費徴収免除の対象

年収 360 万円未満相当 (1号認定：第3階層まで、2号認定：第4階層の一部まで)

の世帯の全ての子ども及び全所得階層の第3子以降(3人以上が同時に入所する場合の第3子以降)を対象に食材料費(副食費相当額約4,500円)の徴収が免除されるとともに、相当額を公定価格の給付に加算される。

1号認定子ども(3~5歳児)

区 分		第1子	第2子	第3子以降
国 基 準	町基準			
第1階層(生活保護世帯)	第1階層	免除	免除	免除
第2階層(年収270万円未満相当)	第2階層	免除	免除	免除
第3階層(年収360万円未満相当)	第3階層	免除	免除	免除
	第4階層	免除	免除	免除
	第5階層	免除	免除	免除
第4階層(年収680万円未満相当)	第6階層	徴収	徴収	免除
	第7階層	徴収	徴収	免除
	第8階層	徴収	徴収	免除
第5階層(年収680万円相当以上)	第9階層	徴収	徴収	免除
	第10階層	徴収	徴収	免除
	第11階層	徴収	徴収	免除
	第12階層	徴収	徴収	免除

2号認定子ども(3~5歳児)

区 分		第1子	第2子	第3子以降	
国 基 準	町基準				
第1階層(生活保護世帯)	第1階層	免除	免除	免除	
第2階層(年収260万円未満相当)	第2階層	免除	免除	免除	
第3階層(年収330万円未満相当)	第3階層	免除	免除	免除	
	第4階層	免除	免除	免除	
第4階層	(年収360万円未満相当)	第5階層	免除	免除	免除
	(年収470万円未満相当)	第6階層	徴収	徴収	免除
第5階層(年収640万円未満相当)	第7階層	徴収	徴収	免除	
	第8階層	徴収	徴収	免除	
第6階層(年収930万円未満相当)	第9階層	徴収	徴収	免除	
	第10階層	徴収	徴収	免除	
第7階層(年収1,130万円未満相当)	第11階層	徴収	徴収	免除	
第8階層(年収1,130万円相当以上)	第12階層	徴収	徴収	免除	

第1子、第2子、第3子以降の認定方法

区 分	年収360万円未満相当世帯	年収360万円以上相当世帯
1号認定	年齢に関わらず世帯の子の数	3歳~小学校3年生までの子
2号認定	年齢に関わらず世帯の子の数	0歳から小学校就学前の子

(3) 給食食材費徴収対象者・徴収免除者数及び影響額(見込み)

(令和元年10月～令和2年3月の半年分)

区 分	徴収対象者	徴収免除者
1号認定	10人	4人
2号認定	152人	64人
副食費総額	4,374,000円	1,836,000円

※H31.4.1時点の入所児童数、保育料階層区分による試算。

※副食費の月額、4,500円(公定価格に含まれる額)で試算。

5 無償化に係る財源

(1) 負担割合

- ・負担の在り方：消費税増収分を活用
- ・負担割合：下表のとおり

区 分		負担割合
<新制度> 保育所・幼稚園	公立	市町村 10/10
	私立	国 1/2、都道府県 1/4、市町村 1/4
<新制度未移行> 私立幼稚園等		国 1/2、都道府県 1/4、市町村 1/4
認可外保育所等		国 1/2、都道府県 1/4、市町村 1/4
預かり保育等		国 1/2、都道府県 1/4、市町村 1/4

(2) 財政措置等

- ・無償化に要する地方負担額：初年度には全額国費負担
- ・財 源：子ども・子育て支援臨時交付金
- ・交付対象：無償化に係る法令上の負担割合に基づき市町村が負担する部分
- ・交 付 額：所得階層別の児童数等の指標に基づいて算出した地方負担相当額を交付総額(2,349億円)で案分した額

6 町としての対応方針

- ① 国の制度を基本とする。
- ② 県の制度拡充や国費の交付見込みなどが確定すれば副食費の取扱いについても、もう一段の対応が可能かどうか検討する予定。